

丹波自然運動公園「各種スポーツ教室・つどい」

『第2期女性スポーツ教室』

女性の方を対象に、スポーツを幅広く体験していただき、スポーツに対する興味と関心を深め、スポーツ仲間との交流の輪を広げるとともに、健康の保持・増進を目的として開催します。

- 日 時 9月13日・20日・27日、10月4日・11日・18日・25日
11月1日（毎回水曜）
午前10時～11時30分（9時30分から受付）
- 会 場 丹波自然運動公園 体育館
- 内 容 健康体操(リズム体操・ストレッチ等)と軽スポーツ(ソフトバレーボール等)
- 対象者 京都府在住の18歳以上の女性 ●定 員 30人
- 参加料 4,000円（1教室8回分を教室初日の受付時に納入）

『第2期テニス教室』

テニスの初心者および初級レベルの方を対象に、テニスの基礎・基本技能を習得していただき、テニスの日常化と健康の保持・増進を目的に開催します。

- 日 時 9月13日・20日・27日、10月4日・11日・18日・25日
11月1日（毎回水曜）
午後1時30分～3時30分（午後1時から受付）
- 会 場 丹波自然運動公園 テニスコート（雨天時は体育館）
- 内 容 ①初心者コース：テニスに親しみながら、基礎・基本技能を習得する。
②初級者コース：テニスを楽しみながら、基本・応用技能を習得する。
「教室終了後には、生涯スポーツに向けたクラブづくりを目指す」
- 対象者 京都府在住の18歳以上の方 ●定 員 50人（先着順）
- 参加料 5,000円（1教室8回分を教室初日の受付時に納入）

《上記スポーツ教室共通事項》

- 申込方法 往復はがきまたはFAXで、住所、氏名、電話番号、保育ルームの要・不要を記入の上、8月16日（水）から30日（水）までに下記までお申し込みください。
- そ の 他 ①運動のできる服装と体育館専用シューズ（テニスは雨天時用）が必要です。
②保育ルームを準備しています。（定員20人、満1歳以上の幼児）
※毎回利用希望の方のみ、申込時に託児名と年齢をご記入ください。

『第224回障害者スポーツのつどい』

障害のある人やその家族、ボランティアの人々が、スポーツの楽しさや仲間との交流を深める機会として開催します。（参加料無料）

- 日 時 9月12日（火）午後1時30分～3時30分（受付は午後1時から）
- 会 場 丹波自然運動公園 体育館
- 内 容 卓球バレー、ボッチャ、フライング・ディスクなど
- 対象者 障害のある方々とその家族、ボランティアの方々
- 指導者 京都障害者スポーツ振興会の指導者
- その他 当日、会場で受付を行いますので、事前申込は不要です。

『シニアスポーツのつどい』

シニア世代の余暇活動の一環として、手軽に誰もが楽しめるスポーツを行い、自らの健康への意識の高揚と仲間との交流を深める機会として開催します。

- 日 時 9月1日・8日・15日・22日・29日（毎週金曜）
午前9時～12時
- 会 場 丹波自然運動公園 球技場
- 内 容 グラウンドゴルフ、マレットゴルフ
- 対象者 主として60歳以上の方
- 参加料 200円（毎回、受付時に徴収）
- その他 当日、会場で受付を行いますので、事前申込は不要です。

終戦後の税関保管物件の返還について

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。お心当たりの方は、税関へお問い合わせください。本人だけでなく、家族の方も問い合わせや返還請求をすることができます。保管証券返還のご案内は、大阪税関ホームページ（<http://www.osaka-customs.go.jp>）でもご覧いただけます。

- 終戦後、外地から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券など。
- 外地の集結地において、総領事館や日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの。

◇問合せ先

- ・大阪税関 監視部 総括部門 TEL) 06-6576-3115（平日9～17時）
〒552-0022 大阪市港区海岸通2-1-4 Eメール) koho@osaka-customs.go.jp
- ・大阪税関 京都税関支署 TEL) 075-761-1296
〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12
- ・大阪税関 舞鶴税関支署 TEL) 0773-75-9116 〒624-0931 京都府舞鶴市松陰

美山支所からののお知らせ

京都府消防操法大会で美山支団が4位入賞！

8月6日（日）に丹波自然運動公園で開催された京都府消防操法大会で、南丹市消防団美山支団が小型ポンプ操法の部に出場し、見事4位入賞を果たしました。

このことは、出場要員さんや指導員さんはもとより、地域やご家族の皆さんの支援を背に、美山支団あげて全員操法に取り組んできた訓練活動の賜物です。

また、美山支団は日吉支団とともに、給排水隊として、炎天下のなか大会運営もサポートしました。

《出場要員》 ※宮島分団第2部（敬称略）

指揮者：竹村伸次 1番員：筒井一博 2番員：村田 淳 3番員：秦 洋祐



◇ 問合せ先 地域総務課庶務係（☎68-0040）

火災警報器の悪質な訪問販売にご注意を！

火災による死者を減少させるため、平成16年に消防法の一部が改正され、全ての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

これに伴い、悪質な訪問販売が増えています。火災警報器に関して下記のとおり質疑応答形式でまとめましたので、ご参考のうえ、悪質販売にご注意願います。

《火災警報器の設置について》

問. 火災警報器はいつまでに設置しなければならないのですか？

答. 平成18年6月1日以降の新築住宅は設置してください。既存住宅は平成23年5月31日までに設置してください。

問. 設置する場所はどこですか？

答. 寝室・台所と、寝室が2階の場合は階段に設置してください。設置する箇所は天井または壁の高い位置です。

問. 火災警報器は町内の電気屋さんでも売っていますか？

答. 町内の電気屋さんでも売っています。

問. 火災警報器の値段はどれぐらいですか？

答. 現在の相場は、1個当たり4,000円～9,000円が中心です。

《訪問販売の手口について》

問. 「今すぐ火災警報器を設置しないと法律で罰せられます」と言われました。

答. 既存住宅は平成23年5月31日までに設置すればよいです。また、自らの命を守るためのものですから、設置しなくても罰則はありません。

問. 「火災警報器を設置しないと火災保険が適用されない」と言われました。

答. 現在のところ、火災警報器設置を適用要件にしている火災保険はありません。

問. 「消防署から来ました」「市役所から頼まれました」と訪問してきました。

答. 消防署や市の職員が販売したり、特定業者に販売を頼むことはありません。

問. 「火災警報器は専門業者が定期的に点検する必要がある」と言われました。

答. 火災警報器の点検は個人で簡単にできます。

◇ 問合せ先 地域総務課庶務係（☎68-0040）

園部消防署美山出張所（☎75-0119）

KDDI 携帯電話サービスの一時停止

KDDI(株)が静原の携帯電話基地局で、他社との電波干渉を防止するための工事を行うことに伴い、宮島地域でKDDI携帯電話サービスが下記のとおり一時停止されますので、お知らせします。

《サービス停止期間》 平成18年8月28日（月）午後1時～午後2時

◇ 問合せ先 地域総務課庶務係（☎68-0040）